

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成12年(2000年)8月9日

住 所 北海道釧路市新野41番11

氏 名 株式会社釧路厚生社
代表取締役 福田 雅嘉

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道

許可の年月日	平成12年(2000年)8月9日	許可番号	釧環生第3203-3号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨を含む。)	施行令第7条第1号 (汚泥の脱水施設) 汚泥		
設置場所	北海道釧路郡釧路町別保原野南21線46番地13		
処理能力	62.5t/日(8時間) 7.81t/時間		
許可の条件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。		

令和4年(2022年)2月1日書換交付(釧路総合振興局)



産業廃棄物処理施設設置許可証

平成13年(2001年)7月5日

住 所 北海道釧路市新野41番11

氏 名 株式会社釧路厚生社

代表取締役 福田 雅嘉

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事

鈴木 直道



許可の年月日	平成13年(2001年)7月5日	許可番号	釧環生第3048-3号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨を含む。)	施行令第7条第7号 (廃プラスチック類の破碎施設) 施行令第7条第8号の2 (木くずの破碎施設) 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		
設置場所	北海道釧路郡釧路町別保原野南21線45番地2		
処理能力	廃プラスチック類 80.928t/日(8時間) 10.116t/時間 木くず 28.896t/日(8時間) 3.612t/時間		
許可の条件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 · 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。		

令和4年(2022年)2月1日書換交付(釧路総合振興局)



産業廃棄物処理施設設置許可証

平成13年(2001年)4月26日

住 所 北海道釧路市新野41番11

氏 名 株式会社釧路厚生社

代表取締役 福田 雅嘉

COPY

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可年月日	平成13年(2001年)4月27日	許可番号	釧環生第3203-4号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨を含む。)	施行令第7条第8号の2 (木くずの破碎施設)		
設置場所	北海道釧路郡釧路町別保原野南21線45番地2		
処理能力	160t/日(8時間) 20t/時間		
許可の条件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 · <input checked="" type="radio"/> 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。		

令和4年(2022年) 2月1日書換交付 (釧路総合振興局)

COPY



産業廃棄物処理施設設置許可証

平成27年(2015年)4月6日

住 所 北海道釧路市新野41番11

氏 名 株式会社 釧路厚生社
代表取締役 福田 雅嘉

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道

許可の年月日	平成27年(2015年)4月6日	許可番号	釧環生第 97 号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を含む。）	施行令第7条第14号ロ（安定型最終処分場）		
廃プラスチック類（ただし、自動車等破碎物（自動車（原動機付自転車を含む。）若しくは電気機械器具又はこれらのものの一部（自動車の窓ガラス、自動車のバンパー（プラスチック又は金属から成る部分に限る。）及び自動車のタイヤを除く。）の破碎に伴って生じたものをいう。以下同じ。）、廃プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているものに限る。以下同じ。）及び廃容器包装（固形状又は液状の物の容器又は包装であって、不要であるもの（有害物質又は有機性の物質が付着及び混入しているもの。）以下同じ。）であるものを除く。）、ゴムくず、金属くず（自動車等破碎物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの及び廃容器包装であるものを除く。）、ガラスクズ、コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破碎物、廃ブラウン管（側面部）、廃石膏ボード及び廃容器包装であるものを除く。），がれき類。以上、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。）			
設置場所	北海道釧路郡釧路町字遠野原野102番1		
処理能力	面積 17, 882 m ² 埋立容積 101, 230 m ³		
許可の条件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	脊 . 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。		

令和4年2月1日書換交付（釧路総合振興局）

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成29年(2017年)5月30日

住 所 北海道釧路市新野41番11

氏 名 株式会社釧路厚生社
代表取締役 福田 雅嘉

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道

許可の年月日	平成29年(2017年)5月30日	許可番号	釧路第756号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施行令第7条第3号 (汚泥の焼却施設) 施行令第7条第8号 (廃プラスチック類の焼却施設) 施行令第7条第13号の2 (産業廃棄物の焼却施設)		
燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、動物の死体、ばいじん、廃油(揮発油類、灯油類、軽油類)、廃酸(pH2.0以下)、廃アルカリ(pH12.5以上)、感染性産業廃棄物			
設置場所	北海道釧路郡釧路町別保原野南21線45番地1		
処理能力	汚泥の焼却施設 18.18m ³ /日 (24時間) 0.757m ³ /時間 廃プラスチック類の焼却施設 9.48t/日 (24時間) 0.395t/時間 産業廃棄物の焼却施設 20.00t/日 (24時間) 0.833t/時間		
許可の条件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 . 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。		

令和4年(2022年)2月1日書換交付 (北海道釧路総合振興局)

北海道
産業廃棄物処理施設変更許可証

令和3年(2021年)1月8日

住所 北海道釧路市新野41番11
氏名 株式会社釧路厚生社
代表取締役 福田 雅嘉

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、**変更の許可を受けた**産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道

許可の年月日	令和3年(2021年)1月8日	許可番号	釧環生第2971号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨を含む。)	施行令第7条第14号ロ (安定型最終処分場) 施行令第7条第14号ハ (管理型最終処分場) 燃え殻、汚泥(含水率85%以下のものに限る。)、廃油(タールピッチ類に限る。)、廃プラスチック類(おもね15センチメートル以下ものに限る。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの、廃石綿等。 以上、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるもの(水銀回収義務が無いものに限る。)を含む。		
設置場所	北海道釧路郡釧路町字遠野原野基線36番1, 36番4, 83番 北海道釧路郡釧路町字遠野原野102番1, 104番9, 105番4, 205番		
処理能力	面積 29, 812 m ² 埋立容積 175, 048 m ³		
許可の条件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	春 . 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。		

令和4年(2022年)2月1日書換交付(釧路総合振興局)